

質問回答書

件 名 新たな電子申請・届出システムの導入及び運用保守業務委託

仕様書 該当ページ、項番 等	質 問	回 答
提案書作成要領 2 参考見積書	参考見積書の提出は、何部必要となるのでしょうか？	7部ご提出ください。
提案書作成要領 7 提案書の内容 提案書（様式3）	様式3は7部全て代表者印の押印が必要でしょうか？	様式3については1部（要押印）ご提出ください。
提案書作成要領 7 提案書の内容 （4）	提案書のページ数のカウントについて ①30Pで提出する場合、「様式3」及び「要領-1から3」も含みページ数をカウントするのか「イ自由書式に記載するもの」で30Pの認識でよいのかご教示願います。 ②また目次は必要となりますか？必要な場合ページ数に含まれるのでしょうか？	①「イ自由書式に記載するもの」のページ数をカウントします。 ②目次は必要ですが、ページ数には含めません。
基本仕様書 7 データ移行 （2）	現時点でのデータ移行する約60手続きの一覧をご提示していただくことは可能でしょうか？	現時点で移行する手続の一覧は別紙1_移行手続一覧（6月7日時点）の通りです。
別紙1 機能要件一覧 N034 職員側機能	「他の業務システムおよびワークフローシステムとのデータ連携機能、API連携機能を持つこと」 ①「他の業務システム」とはどのようなシステムを想定されていますでしょうか？ ②また「ワークフローシステム」とはどのような内容を想定しているかご教示ください。	①他の業務システムとは、例えば以下のシステムを想定しています。 ・申請データを元に交付文書発行のための審査等の業務処理を行うシステム ・電子収納の経理処理を行う財務会計システム ・行政文書の決裁処理を行う文書管理システム ②ワークフローシステムとは、機能要件一覧のN033の機能に加え、その他承認フローや業務に即した処理を行う機能を持った高度なシステムをワークフローシステムと考えています。

<p>業務説明資料 基本仕様書 P 1</p>	<p>「本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。」とありますが、仕様書に記載されている業務の範囲や機能要件にある機能の一覧及び必須/任意区分などについて、必要性などを双方にて協議・調整の上、契約内容を決定することが可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>機能一覧で必須機能としている要件については、対応いただく必要があります。 それ以外の部分についても、協議・調整が可能な部分とそうでない部分があるため、仕様書の記載に適合しない部分がある場合は、その具体的な内容を記載した資料を提案資料に併せて提出してください。</p>
<p>業務説明資料 6 業務内容 (3) イ</p>	<p>カスタマイズ機能は仕様書に記載のない機能でしょうか。 その場合は、想定しているカスタマイズ内容についてご教示ください。</p>	<p>仕様書に記載のない機能ではありません。カスタマイズ機能の開発作業とは、パッケージを使用し、本システムを構築する場合に、仕様書に記載の内容のうち、各事業者のシステムの機能にあらかじめ含まれていない部分の開発作業を想定しています。 このため、カスタマイズ内容は事業者ごとに異なります。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 5 サービス要件 (3) イ</p>	<p>無償となるエンハンスの対象となる改善の範囲をご教示頂けますでしょうか。追加機能や改善の内容によっては別途費用が発生することは認められますでしょうか。</p>	<p>サービスの提供の中で、定期的にシステムのエンハンスが行われていくことを想定しており、可能な限りオプションプランで別料金が発生するようなものではないことが望ましいです。 なお、カスタマイズ部分を想定した記載ではありません。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 5 サービス要件 (3) ウ</p>	<p>SaaS の場合、自治体個別にサービス仕様書の提供はできないため、マニュアルのみの提供でもよろしいでしょうか。 また、マニュアルの提供方法は WEB ページでもよろしいでしょうか。PDFなどで管理するよりも、貴市で最新のバージョンを把握しやすいと考えています。</p>	<p>仕様のとおり、サービス仕様書等の資料の提供は必須です。 マニュアルの提供方法は WEB ページでもかまいません。</p>

<p>業務説明資料 基本仕様書 5 サービス要件 (3) オ</p>	<p>①業務システム及び接続されているネットワークをご教示頂けますでしょうか。 ②当社では API の開発を現在予定していないため、CSV形式のデータ出力のみ対応としてもよいでしょうか。</p>	<p>①他の業務システムとは、例えば以下のシステムを想定しています。 ・申請データを元に交付文書発行のための審査等の業務処理を行うシステム ・電子収納の経理処理を行う財務会計システム ・行政文書の決裁処理を行う文書管理システム ネットワークは、LGWANに接続された社内 LAN を想定しています。 ②CSV 形式のデータ出力のみの対応でも可ですが、API 連携できた方が評価が高くなります。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 5 サービス要件 (3) カ</p>	<p>本要件に記載の「カスタマイズ、追加機能等の開発」を行う者は今回選定される事業者という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>保守の中でのカスタマイズに関する記載ですので、内容により受託者等関係者と調整の上、事業者を選定することになります。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 5 サービス要件 (6)</p>	<p>「他システム連携の際に必要なインターフェイス仕様」というのはどのような連携を想定していますでしょうか。 連携先の仕様を考慮した上で検討していく必要があると考えており、今後公開予定の「エンドツーエンドのオンライン接続に係る標準仕様」を想定するのがよろしいでしょうか。</p>	<p>本システムが他システムと連携するためのインターフェイスの仕様となります。 「エンドツーエンドのオンライン接続に係る標準仕様」を考慮する必要があると考えますが、本システムと連携するために必要な情報が記載された仕様であれば問題ありません。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 5 サービス要件 (8) ア</p>	<p>①移行対象のデータから申請データを対象外としていただくことは可能でしょうか。申請データの形式はシステムによって異なる仕様ですので、取り込むことは難しいと考えています。 ②「その他、職員の運用支援を行うこと」の業務内容については、「システムの操作方法の問い合わせ対応」が支援の対象という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①基本仕様書 5 (8) アは運用支援における機構改革などの際のデータ移行であり、運用開始後の同一システム内でのデータ移行となるため、申請データは移行対象です。 ②ご指摘の内容はサポートセンターの対象です。その他の職員の運用支援とは、機能として提供されている操作では行えない申請データの一括抽出や利用状況の情報提供など、運用をしていくにあたって必要性が生じた対応を指し</p>

		ており、可能な範囲で対応していただくことを想定しています。
業務説明資料 基本仕様書 5 サービス要件 (9) カ	市民側についてはマニュアルがなくとも申請できる UX として設計している場合には対象外としていただくことは可能でしょうか。ただし、FAQ をご用意しておりますので、利用方法に関する問い合わせに対する説明はそちらに掲載予定です。	仕様のとおり、操作マニュアルを整備してください。
業務説明資料 基本仕様書 6 参考データ (4)	令和 4 年度以降の想定件数をお示しください。	6 (1) の手続利用件数の伸びにある程度比例するものと考えていますが、令和 3 年度の実績をもって令和 4 年度の件数を想定したいと考えており、具体的にお示しすることはできません。
業務説明資料 基本仕様書 7 データ移行 (2) ア	①対象手続きの一覧及び公開中の申請フォームの一覧をいただけないでしょうか。 ②他自治体で横浜市が利用しているシステムと同じシステムの手続きを移行した際に、様式の作り込みをしている申請フォームについては、使いやすい申請フォームにするために要件の見直しを所管課と行った上、当社で個別に開発する必要があります。そのため、60 手続きの移行を年度内に行うことは現実的ではないと考えておりますため、当社の汎用機能により対応できない申請フォームについては移行対象外（本調達の対象外）とし別途個別開発で対応とする、もしくは汎用機能で設定可能な申請フォームの内容に変更いただくものとしていただけますでしょうか。 ③Microsoft Access など取り込んで処理をしている手続きの申請データを当社業務用データに変換する場	①現時点で移行する手続の一覧は別紙 1_移行手続一覧（6 月 7 日時点）の通りです。 ②60 手続きの移行については、年度内に新システムの機能で可能な範囲での移行を行っていただきます。 ③Access から出力したデータを本システムに取り込むことは想定していませんが、該当する事態となった場合はご認識のとおり本市で対応します。

	合は貴市にて行っていただけますでしょうか。	
業務説明資料 基本仕様書 7 データ移行 (2) イ	<p>①移行作業の支援の対象は1000 手続きではなく、100 手続きという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②移行支援とは具体的にどのような作業を想定されていますでしょうか。操作研修及び利用方法の問い合わせ回答という認識でよいでしょうか。</p> <p>③移行対象である手続き詳細情報（9000 手続き分）で、手続きの一覧及び申請書の様式については提供可能となっているが、それぞれの手続き説明も提供可能か、またそれは当社指定のフォーマットに合わせた形で提供可能でしょうか。</p>	<p>①ご認識のとおりです。</p> <p>②移行支援の作業想定は、7 (2) イの括弧書きに記載の通り、「手順情報などの一括登録ができる部分は移行作業を行い、ダウンロード様式など一括移行が困難な部分は、職員が移行作業を行う際のマニュアル作成や問合せ対応を行うなど」です。</p> <p>③手順詳細情報の手順説明の文章も提供可能です。御社指定のフォーマットでの提供については、可能な限りは対応したいと考えています。</p>
業務説明資料 基本仕様書 9 サポートセンター	<p>①具体的な制度に関する問い合わせに対する回答も業務範囲になりますでしょうか。</p> <p>②個別の制度も対象と想定されている場合、都度貴市から制度に関する情報の説明を行っていただく必要があると考えていますが、各所管課にて都度説明を行っていただくのは現実的に難しいと思われるので、システムの利用方法に関する問い合わせとさせて頂いてもよいでしょうか。</p> <p>③ コールセンターの設置場所についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>④ 機器の負担は事業者で行うことになりませんか。</p> <p>⑤ 機器の負担を事業者で行う場合、使用する電話番号及びメールアドレスは事業者で決める前提でよろしいでしょうか。</p> <p>⑥ WEB フォームの受付の返</p>	<p>①個別の申請に関する制度に対する問合せ対応は業務範囲外です。</p> <p>②操作方法を含むシステムに関する問合せ対応がサポートセンターの業務となります。</p> <p>③サポートセンターの設置場所については国内を想定していますが、特に指定はありません。</p> <p>④機器は事業者負担となります。</p> <p>⑤電話番号は特に指定はありません。メールアドレスは、事業者で決めることも可能ですが、本市サブドメインを利用できた方が評価が高くなります。</p> <p>⑥WEB フォームの受付は必要です。</p> <p>⑦教材等を提供します。</p>

	<p>信はメールで行いますので、メールのみの受付としてもよいでしょうか。</p> <p>⑦ 貴市の条例やセキュリティポリシー、個人情報保護規定などの研修の教材はご提供いただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	
<p>業務説明資料 基本仕様書 10 運用報告</p>	<p>貴市からの機能改善の要望への対応については、開発を実施するか判断は当社にて行うことでよろしいでしょうか。</p>	<p>協議により両者合意の上での決定とさせていただきます。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 10 運用報告 (2)</p>	<p>想定されている SLA をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>評価基準「5.1.1 SLA」にあるとおり、以下の内容を要求しています。</p> <p>稼働率：99.5%以上 オンライン応答時間：3秒以内 サポートセンター問題解決率：90%以上 障害発生時の平均復旧時間：6時間以内</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 10 運用報告 (3)</p>	<p>SaaS の場合、機能改善を都度自治体個別に報告することはできないため、機能改善・機能改修については報告の対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>個別報告でなくとも構いませんが、機能改善・改修の内容についてご報告が必要です。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 別紙2 アクセシビリティ要件 1 ウェブアクセシビリティの確保について (1)</p>	<p>JIS X 8341-3:2016 のレベル AA にいつの時点で準拠していることが求められますでしょうか。現在準拠にむけて対応中であり、対応完了時期が次年度となってもよろしいでしょうか。</p>	<p>運用開始となる令和3年12月までに準拠していただくこととなります。なお、別紙2 1(4)に記載のとおり、技術的に困難な場合、協議することは考えられます。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 別紙2 アクセシビリティ要件 1 ウェブアクセシビリティの確保について (3)</p>	<p>『総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及びWAICの「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定する』とありますが、当社サービスはSaaSのため、協議ではなく当社において方針の決定をすることでよろしいでしょうか。</p>	<p>本市と協議の上、方針の策定をお願いします。なお、仕様のとおり全てのウェブページがJIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠しているのであれば問題ありません。</p>

<p>業務説明資料 基本仕様書 別紙2 アクセシビリティ要件 1 ウェブアクセシビリティの確保について (4) ア</p>	<p>『HTML、CSS の雛形作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール(miChecker 等)による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。その結果は発注者へ情報提供すること。』とありますが、当社サービスは SaaS のため、情報提供は行わず、当社において適切に対応を行う形でよろしいでしょうか。</p>	<p>結果の情報提供をお願いします。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 別紙2 アクセシビリティ要件 1 ウェブアクセシビリティの確保について (5) ウ</p>	<p>『試験内容については、発注者に説明し、承認を得ること』とありますが、当社サービスは SaaS のため、貴市への承認依頼は行わず、当社において適切に対応を行う形でよろしいでしょうか。</p>	<p>本市の承認が必要です。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 別紙2 アクセシビリティ要件 1 ウェブアクセシビリティの確保について (7)</p>	<p>『達成基準チェックリストの各項目の試験結果について発注者に説明し、試験結果の妥当性について承認を得る』とありますが、当社サービスは SaaS のため、貴市への承認依頼は行わず、当社において適切に対応を行う形でよろしいでしょうか。</p>	<p>本市の承認が必要です。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 特記仕様書 2 保守性・運用性要件 (1) オ</p>	<p>①どのような方法でセキュリティ診断を実施する想定でしょうか。 ②SaaS の場合、診断内容によっては対応できない場合も考えられるため、診断方法については協議の上事業者判断でよろしいでしょうか。</p>	<p>①J-LIS が提供するセキュリティ診断ツールを、本市担当者がシステムに対して実施する方法を想定しています。 ②診断方法は①のとおりです。</p>
<p>業務説明資料 基本仕様書 特記仕様書 2 保守性・運用性要件 (2)、 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第9条</p>	<p>申請データについては、行政手続きにおける住民控えであるという性質上、削除・廃棄することは難しいと考えており、その場合には管理画面上から当該データへ貴市職員がアクセスできないようにすることでよいでしょうか。(上記対応で行政文書の廃棄は行えていると考えています。)</p>	<p>契約終了時や記憶媒体の廃棄等を実施する場合には、データの復元が困難な状態とした上でデータを確実に消去した証明が必要です。本市職員がアクセスできない状態にすることはデータを消去したことになりません。</p>

<p>委託契約約款 第1条第1項</p>	<p>①「約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い」とありますが、実際に契約書として合綴される対象文書は「契約書」「委託契約約款」「基本仕様書」「Webアプリケーションセキュリティに係る特記仕様書」「個人情報取扱特記事項」「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を想定されている理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② 上記理解が正しい場合、「契約書」の内容をご提示いただけますでしょうか。</p> <p>③ また、当社は、複数の自治体様向けに SaaS 製品として展開している自社製品をベースに本業務の提案をさせていただき想定です。当該製品をご利用いただくにあたっては、ご利用条件を規定した当社標準約款に同意いただく必要がございます。そのため、契約書に当該約款を合綴いただく、もしくは、契約書の締結と同時に当該約款に書面同意をいただく等の具体的な契約形式について、選定後に協議させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>①②契約書に合綴される対象文書は、「契約書表紙」「設計書」「基本仕様書」「Webアプリケーションセキュリティに係る特記仕様書」「委託契約約款」「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」「個人情報取扱特記事項」「質問回答書」です。</p> <p>契約書表紙の書式は横浜市ホームページ「横浜市 →ヨコハマ・入札のとびら→ ダウンロードファイル一覧」に掲載の「委託契約書 表紙」をご確認ください。</p> <p>http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList#05</p> <p>設計書は、契約件名や履行場所、履行期間、契約金額の総額や内訳等を記載する書式です。</p> <p>③ ご指摘の契約形式について、選定後の協議は可能です。</p>
<p>委託契約約款 第1条第2項、 第29条</p>	<p>支払いタイミングについて本調達スコープである令和3年末での一括支払いを想定されている理解でよろしいでしょうか。なお、当社サービスは SaaS のため原則月額利用料金での支払となりますため、選定後に支払いタイミングについて協議させていただくことはできませんでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり一括支払いを想定していますが、支払いのタイミングについて、選定後の協議は可能です。</p> <p>ただし、履行完了後の支払いが原則であるため、カスタマイズ部分などは履行検査後の支払となります。</p>

<p>委託契約約款 第5条、 電子計算機処理等の 契約に関する情報取 扱特記事項 第14条</p>	<p>「契約の履行の目的物」や 「成果物」が仕様書上明確に 定義されていないため、具体 的に何がこれら条項の適用 対象に該当するのかが教示 いただけますでしょうか。 なお、複数の自治体様向け にSaaS製品として展開して いる自社製品をベースに本 業務の提案をさせていただ く想定であり、マニュアル等 を含む当社製品の著作権は 当社が留保させていただ くことが提案の前提となるた め、これらの条項の解釈や文 言については選定後に確認・ 協議させていただきます。</p>	<p>本委託契約の中で本市用にカ スタマイズ、改修を行ったプ ログラムや設計書等が該当し ます。なお、第5条第1項た だし書のとおり、SaaSサービ スで元から備わっている機能 等については受託者に留保し ます。 また、選定後に約款の記載に 関し確認及び協議を実施す ることについては了解しまし た。ただし、内容によっては 合意できない部分もあり得 ます。</p>
<p>委託契約約款 第15条</p>	<p>①委託者が必要と認める場 合に通知のみで仕様書の変 更が可能と読み取れる条項 となっていますので、「必要 があると認めるときは受託 者と協議の上、」等の追記 いただけますでしょうか。 ②また「この場合において」 以下の変更や費用負担につ いても協議により決定すべ き内容と思われますので、 削除いただけないでしょ うか。</p>	<p>①②選定後に約款の記載につ いて協議は可能です。</p>
<p>委託契約約款 第19条</p>	<p>委託者が履行期間の短縮を 求めることができる条項と なっていますが、これらは工 数を追加することで納期短 縮が可能な建設工事等を前 提とした条項と推察します。 本条項はITシステム調達に は適合しないと思われま すので削除いただけない でしょうか。</p>	<p>当該記載は建設工事等を前提 としたものではありません。 選定後に約款の記載につ いて協議は可能です。</p>
<p>委託契約約款 第20条第1項</p>	<p>協議が成立しない場合に委 託者が通知のみで履行期間 の変更ができる条項とな っていますが、契約当事者間 の公平を欠くと考えます ので、但し書きは削除 いただけないでしょうか。</p>	<p>選定後に約款の記載につ いて協議は可能です。</p>

<p>委託契約約款 第 21 条第 1 項</p>	<p>協議が成立しない場合に委託者が通知のみで契約金額の変更ができる条項となっておりますが、契約当事者間の公平を欠くと考えますので、但し書きは削除いただけないでしょうか。</p>	<p>選定後に約款の記載について協議は可能です。</p>
<p>委託契約約款 第 22 条第 7 項</p>	<p>協議が成立しない場合に委託者が通知のみで契約金額の変更ができる条項となっておりますが、契約当事者間の公平を欠くと考えますので、但し書きは削除いただけないでしょうか。</p>	<p>選定後に約款の記載について協議は可能です。</p>
<p>委託契約約款 第 26 条第 1 項</p>	<p>協議が成立しない場合に委託者が通知のみで設計図書の変更ができる条項となっておりますが、契約当事者間の公平を欠くと考えますので、但し書きは削除いただけないでしょうか。</p>	<p>選定後に約款の記載について協議は可能です。</p>
<p>委託契約約款 第 27 条、第 28 条</p>	<p>検査の対象となる成果物や検査のタイミングが仕様書から読み取れないため、具体的に何を対象にこういったタイミングで検査を行うことを想定されているかご教示いただけますでしょうか。 なお、仕様書中で検査・検収について言及されているものは「Web アプリケーションセキュリティに係る特記仕様書」第 4 項のみと認識しております。</p>	<p>システムの稼働については、カスタマイズ等が行われ、正常に動作している状態となった時点で、検査する予定です。また、業務全体については、令和 4 年 3 月末時点で検査を行う予定です。</p>
<p>委託契約約款 第 49 条</p>	<p>本件契約は概算契約ではないと理解しておりますが、ご確認いただけますでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第 12 条</p>	<p>本条項は情報取扱に特化した内容ではなく、委託契約約款の規定で足りるのではないかと考えますが、あえて規定されている趣旨をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>委託契約約款第 1 条第 2 項に記載の目的物の引渡しに関する記載を具体化したものです。</p>

<p>業務説明書 6 業務内容 (2) ア</p>	<p>電子署名はスマホ対応が必須という理解で良いでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>業務説明書 6 業務内容 (2) ア</p>	<p>①電子署名の必要範囲について、下記対応が必要である認識でよろしいでしょうか？ ②また電子署名を必要とする手続きの年間申請件数については、全体の年間申請件数の半数程度を想定しておりますが、問題ないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請データの署名(改ざん検知のため) ・署名に使用した証明書の有効期間確認 ・署名に使用した証明書の失効確認 ・署名に使用した証明書の認証パス確認 ・署名に使用した証明書内の情報確認 	<p>①「電子署名の必要範囲」の意味が不明ですが、電子署名については、本人性の確認及び文書の真正性の確保ができる必要があります。 ②電子署名を必要とする手続きの年間申請件数については、多くても全体の7割程度を見込んでいます。</p>
<p>提案書評価基準 提案書評価項目一覧 2.2.5.1 ネットワーク構成変更対応</p>	<p>「インターネットや専用線など、LGWAN 以外の方法でも職員側機能が利用可能であること。」とありますが、ネットワーク構成変更対応後、職員側機能はインターネットや専用線を利用せずに LGWAN-ASP サービスに対して、仮想デスクトップもしくはセキュアブラウザを用いて接続することが可能であれば問題ないでしょうか。</p>	<p>本市のネットワーク構成変更後に職員側機能が利用できれば問題ありませんが、ご指摘の方法では、職員が申請データのダウンロード等の操作の面で利便性が低いため、インターネットや専用線等の方法で職員側機能が利用可能である方が、評価が高くなります。</p>
<p>基本仕様書 4 全体スケジュール、7 データ移行</p>	<p>新システム稼働に合わせ、令和4年3月末には全てのデータ移行が完了している必要がある認識で良いでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

<p>業務説明資料 6 業務内容 (2) ア</p>	<p>本人確認(マイナンバーカード等の電子証明書による認証・署名等)の機能を持つこと。 とございますが、スマートフォンやパソコンのICカードリーダーの双方に対応する必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>基本仕様書 4 全体スケジュール、6 参考データ (1)</p>	<p>2021年12月からサービス正式運用と記載がございますが、12月時点での公開予定の処理数は、現行のR3の7500手続き数が必達件数と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>令和3年12月からサービス正式運用を開始し、順次現行システムからの処理の移行を行います。このため、12月時点での必達件数は特にありません。 参考データとして提示している令和3年度の想定処理数7500手続きのうち、データ移行が必要な処理は約60手続き、データ移行支援が必要な処理は約100処理を想定しており、年度内に移行が必要です。</p>
<p>基本仕様書 7 データ移行</p>	<p>移行対象は過去何年分までとなりますでしょうか？ また、データの総件数も併せてご提示願います。</p>	<p>申請データの移行は不要です。データ移行対象は、利用者情報と処理情報(入力様式及び出力様式と付随する審査等のフロー)、処理詳細情報(手続説明、ダウンロード様式等)です。</p>
<p>基本仕様書 5 サービス要件 (3) イ</p>	<p>システムのエンハンス(機能改善)を無償で行うこととございますが、要件対応表に記載されていない要件についても当提案時の金額内での対応が必要となるのでしょうか？無償で機能改善を行う際の条件をご提示願います。</p>	<p>サービスの提供の中で、定期的にシステムのエンハンスが行われていくことを想定しており、可能な限りオプションプランで別料金が発生するようなものではないことが望ましいです。 なお、カスタマイズ部分を想定した記載ではありません。</p>
<p>基本仕様書 7 データ移行</p>	<p>市民側のアカウントは移行しない旨記載されておりますが、新システムでのアカウント登録の案内は現行システムから通知される認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>新システムでのアカウント登録の案内については、実施有無を含めて検討中です。</p>

別紙1 機能要件一覧 No. 24	提供する環境は本番とテスト環境の2環境でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
別紙1 機能要件一覧 No. 51	『選択肢ごとの申込』にはセミナー以外に具体的にどのような選択肢を想定されているのかご提示願います。	例えば先着何名まで申込可能なものです。